



● 修繕費用の負担区分には基準(※)があります。

家主	<p>① 通常損耗 (通常の使用で生じる床や壁の汚れなど)</p> <p>② 経年変化 (自然な劣化・損耗等)</p> <p>③ グレードアップ (設備交換や化粧直し)</p>
借主	不注意や故意で破損したもの

● 入居契約時は契約書を確認し、室内の状況を写真撮影しておきましょう。

● 退去時は請求内容を確認して、しっかり説明を受けましょう。



※正式名称は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」。賃貸住宅の原状回復費用について、負担割合の一般的な基準を国土交通省が公表したもの。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ